

狭山市地域防災計画

令和5年11月

狭山市防災会議

第1編 総 則

第 1 部 総 則	1-1
第 1 章 計画の目的	1-1
第 1 節 趣旨	1-1
第 2 節 計画の策定及び修正	1-1
1. 計画の策定方針	1-1
第 3 節 計画の効果的推進	1-3
1. 自助、共助による取り組みの推進	1-3
2. 男女共同参画の視点	1-3
3. 広域的な視点	1-3
4. 人的ネットワークの強化	1-3
5. 計画の効果的推進に向けた取り組み	1-3
第 2 章 市の概要	1-4
第 1 節 概況	1-4
1. 自然条件	1-4
2. 交通条件	1-4
第 2 節 本市における災害	1-5
第 3 章 市の防災対策の基本方針	1-6
第 1 節 自助・共助、公助の連携による地域防災力の向上	1-6
第 2 節 組織活動による災害対応力の強化	1-6
第 3 節 被災者の生活支援	1-6
第 2 部 防災体制	1-7
第 1 章 防災機関等の役割	1-7
第 1 節 県の役割	1-7
第 2 節 市の役割	1-7
1. 災害予防	1-7
2. 災害応急対策	1-7
3. 災害復旧	1-7
第 3 節 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割	1-8
1. 指定地方行政機関	1-8
2. 指定公共機関及び指定地方公共機関	1-8
第 4 節 公共団体その他防災上重要な施設の管理者の役割	1-8
1. 公共的団体	1-8
2. その他防災上重要な施設	1-8
第 5 節 自衛隊	1-9
1. 災害派遣の準備	1-9
2. 災害派遣の実施	1-9
第 6 節 東京管区气象台(熊谷地方气象台)	1-9
第 7 節 災害時応援協定締結団体・事業者の役割	1-9
第 2 章 防災体制	1-10
第 1 節 県の体制	1-10
第 2 節 市の体制	1-10

1. 組織、配備体制	1-10
2. 災害救助法が適用された場合の体制.....	1-10
3. 業務継続計画（BCP）	1-10
4. 災害対応に必要な電源等の確保.....	1-10
5. コンピュータシステムやデータのバックアップ対策	1-10
第3節 指定地方行政機関等の体制	1-10
1. 組織等の整備	1-10
2. 職員の派遣.....	1-10

第3部 防災訓練

第1章 基本方針	1-11
第2章 現況と課題	1-11
第1節 市が実施する訓練.....	1-11
第2節 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	1-12
第3節 課題.....	1-12

第4部 災害対策の心得.....

第1章 はじめに	1-13
第2章 災害対策の心得	1-13
第1節 人命を最優先すること.....	1-13
第2節 的確な情報収集、迅速な判断を行うこと	1-14
第3節 地域特性を考えること.....	1-14
第4節 組織としての活動であることを忘れないこと	1-15
第5節 災害時の人間心理に基づく対処を行うこと.....	1-15
1. 災害発生時の人々の行動.....	1-15
2. 正常性バイアス	1-16
3. 多数派同調バイアス	1-16
4. 平常心理を取り戻すための工夫.....	1-16

第2編 震災対策編

第1部 総則	2-1
第1章 前提条件	2-1
第1節 市の概要	2-1
第2節 地形・地質	2-1
第3節 人口の推移	2-3
第2章 地震被害想定	2-4
第1節 概要	2-4
1. 県における地震被害想定調査	2-4
第2節 想定条件	2-5
第3節 想定結果表	2-6
1. 埼玉県地震被害想定調査	2-6
2. 狭山市地震被害想定調査	2-7
第3章 災害対応の方針	2-9
第1節 想定結果を受けた対応	2-9
第2節 埼玉西部消防組合の対応	2-9
1. 高層化に対応できる消防力の強化	2-9
2. 埼玉西部消防組合の処理すべき事務又は業務の大綱	2-9
3. 消防署の耐震化	2-9
第4章 減災目標	2-10
第1節 目標設定の考え方	2-10
第2節 減災目標	2-10
1. 減災目標（目標を達成するための対策や項目）	2-10
第5章 施策の体系	2-11
第2部 施策ごとの具体的計画	2-12
第1章 自助、共助による防災力の向上	2-12
第1節 基本方針	2-12
1. 平常時の役割	2-12
2. 災害時の役割	2-12
第2節 現状と課題	2-12
第3節 予防・事前対策	2-13
1. 市民に対する防災教育	2-13
2. 市職員に対する防災教育	2-14
3. 消防団員の教育及び訓練	2-15
4. 学校教育における防災教育	2-15
5. 事業所等における防災教育	2-16
6. 市が実施する訓練	2-16
7. 自主防災組織等が実施する訓練	2-16
8. 自主防災組織の育成強化	2-17
9. 事業所等における防災体制の整備	2-19
10. ボランティア等の活動支援体制の整備	2-20
11. 情報共有の仕組みづくり	2-21
12. 防災知識の普及・啓発	2-21

13.地区防災計画の策定	2-21
14.ライフライン事業者との防災訓練での連携.....	2-21
第4節 応急対策	2-22
1. 自助による応急対策の実施	2-22
2. 地域による応急対策の実施	2-22
3. 事業所による応急対策の実施.....	2-22
4. ボランティアとの連携.....	2-23
5. 地域の安全確保への協力.....	2-23
6. 消防機関に対する相互応援協力	2-23
第2章 災害に強いまちづくりの推進	2-24
第1節 基本方針	2-24
1. 災害に強いまちづくり	2-24
2. 土地利用の適正化.....	2-25
第2節 現状と課題.....	2-25
第3節 予防・事前対策	2-25
1. 防災都市づくり	2-25
2. 耐震化と安全対策の推進.....	2-25
3. 不燃化等の促進	2-28
4. オープンスペース等の確保	2-28
5. 地盤災害の予防	2-29
6. 宅地等の安全対策	2-32
7. 河川等の予防対策.....	2-32
8. 地震火災等の予防.....	2-32
9. 被災建築物応急危険度判定体制等の整備	2-37
10.災害拡大等の予防対策.....	2-37
第4節 応急対策	2-39
1. 公共施設等の応急対策.....	2-39
2. 二次災害阻止対策・危険物施設等応急対策.....	2-39
第5節 復旧対策	2-42
1. 迅速な災害復旧	2-42
第3章 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	2-43
第1節 基本方針	2-43
第2節 現状と課題.....	2-43
1. 交通ネットワーク	2-43
2. 電気通信施設	2-43
3. 電気施設	2-44
4. ガス施設	2-45
5. 上下水道施設	2-45
第3節 予防・事前対策	2-45
1. 交通関連施設の安全確保.....	2-45
2. 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	2-45
3. ライフラインの確保	2-48
4. 電力エネルギー供給機能の確保.....	2-48
5. 電気通信設備	2-48
6. 電力施設	2-49
7. ガス施設	2-49
8. 上水道施設.....	2-50

第4節 応急対策	2-51
1. 道路ネットワークの確保	2-51
2. 緊急輸送の実施	2-51
3. ヘリコプター臨時離発着場の開設	2-51
4. 交通規制	2-54
5. 交通施設の応急対策	2-54
6. 電気通信施設・電力施設・ガス施設の応急対策	2-54
7. 発災時の電力エネルギー供給機能の確保	2-58
8. 上下水道施設の応急対策	2-58
第5節 復旧対策	2-59
1. ライフライン施設の早期復旧	2-59
第4章 応急対応力の強化	2-61
第1節 基本方針	2-61
第2節 現状と課題	2-61
第3節 予防・事前対策	2-61
1. 応急活動体制の整備	2-61
2. 防災活動拠点の整備	2-61
3. 通信設備の整備	2-61
4. 警備体制の整備	2-61
5. 消防力の充実強化	2-62
6. 救出救護体制の整備	2-67
7. 避難行動要支援者支援会議の編成	2-67
8. 相互応援の体制整備等	2-68
9. 消防救急体制の整備	2-71
第4節 応急対策	2-73
1. 応急活動体制の施行	2-73
2. 緊急初動体制	2-73
3. 災害警戒本部	2-76
4. 災害対策本部	2-79
5. 現地災害対策本部	2-87
6. 上下水道の復旧活動	2-88
7. 防災関係機関の活動体制	2-89
8. 相互協力体制	2-90
9. 警備活動	2-93
10. 消防活動	2-96
11. 自衛隊への派遣要請	2-105
12. 応援の受入れ	2-107
13. 自主防災組織との協力	2-110
14. 消防における応援要請	2-111
第5章 情報収集・伝達体制の整備	2-113
第1節 基本方針	2-113
第2節 現状と課題	2-113
第3節 予防・事前対策	2-113
1. 情報通信設備の安全対策	2-113
2. 情報収集・伝達体制の整備	2-113
3. 消防無線	2-118

第4節 応急対策	2-119
1. 情報連絡体系	2-119
2. 災害情報の収集	2-120
3. 広報活動	2-127
4. 広聴活動	2-137
第6章 医療救護等対策	2-138
第1節 基本方針	2-138
第2節 現状と課題	2-138
第3節 予防・事前対策	2-138
1. 医療救護体制の整備	2-138
2. 自主防災組織等の応急救護能力の強化	2-141
3. 埋・火葬のための資材、火葬場の確保	2-141
4. 防疫対策	2-141
第4節 応急対策	2-143
1. 実施責任者等	2-143
2. 初動医療体制	2-143
3. 傷病者搬送	2-145
4. 医薬品・医療資器材の確保	2-146
5. 緊急時の連絡体制	2-146
6. 遺体の取扱い	2-146
第5節 復旧対策	2-148
1. 防疫活動	2-148
2. 遺体の埋・火葬	2-150
第7章 帰宅困難者対策	2-152
第1節 基本方針	2-152
第2節 現状と課題	2-152
1. 帰宅困難者の定義	2-152
2. 帰宅困難者の把握	2-152
3. 地震被害想定調査結果	2-153
4. 帰宅困難者発生に伴う影響	2-153
第3節 予防・事前対策	2-153
1. 帰宅困難者対策の普及啓発	2-154
2. 帰宅困難者支援のための広域的な連携	2-154
3. 一時滞在施設の確保	2-155
4. 事業所等における対策	2-155
5. 学校における対策	2-155
第4節 応急対策	2-156
1. 帰宅困難者への情報提供	2-156
2. 一時滞在施設の開設・運営	2-157
第8章 避難対策	2-161
第1節 基本方針	2-161
第2節 現状と課題	2-161
1. 避難所等の指定	2-161
2. 指定避難所の耐震化	2-162
3. 非常用電源の設置	2-162
4. 指定避難所の運営・管理	2-162
5. 備蓄倉庫、避難所案内標識の更新	2-162

第3節 予防・事前対策	2-162
1. 避難の基本方針	2-162
2. 避難体制の整備	2-163
3. 指定緊急避難場所、指定避難所の選定と確保	2-165
4. 避難所等の鍵の管理	2-172
5. 避難所管理・運営マニュアルの作成・改訂	2-172
6. 防災カードの作成・普及	2-173
第4節 応急対策	2-174
1. 避難の実施	2-174
2. 警戒区域の設定	2-176
3. 避難所の開設	2-176
4. 避難所の運営	2-180
5. 避難所での避難行動要支援者支援	2-182
6. 避難所での女性等への配慮	2-182
7. 広域一時滞在	2-183
第9章 避難行動要支援者対策	2-184
第1節 基本方針	2-184
第2節 現状と課題	2-184
1. 避難行動要支援者に係る定義	2-184
2. 下位計画	2-185
3. 避難行動要支援者名簿	2-185
4. 福祉避難所の指定	2-185
5. 避難行動要支援者支援会議等の設置	2-185
第3節 予防・事前対策	2-186
1. 避難行動要支援者避難支援対策	2-186
2. 自助・共助・公助の取組	2-189
3. 要配慮者の安全対策	2-190
4. 社会福祉施設入所者等の安全対策	2-191
5. 福祉避難所の協定締結と活用促進	2-193
第4節 応急対策	2-195
1. 避難行動要支援者の避難支援	2-195
2. 対象者名簿の災害時の提供	2-198
3. 避難生活における要配慮者支援	2-198
4. 社会福祉施設入所者等の安全確保	2-200
5. 外国人の安全確保	2-201
第10章 物資供給・輸送対策	2-202
第1節 基本方針	2-202
第2節 現状と課題	2-202
第3節 予防・事前対策	2-202
1. 市民等における備蓄の推進	2-202
2. 飲料水の供給体制の整備	2-203
3. 生活雑用水の供給	2-207
4. 食料の供給体制の整備	2-208
5. 生活必需品の供給体制の整備	2-209
6. 防災用資機材の備蓄	2-211
7. 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備	2-212
8. 石油類燃料の調達・確保	2-212
9. 緊急輸送体制の整備	2-213

第4節 応急対策	2-215
1. 飲料水の調達、供給	2-215
2. 生活雑用水の供給	2-216
3. 食料、生活必需品等の調達、供給	2-216
4. 緊急輸送	2-219
第11章 市民生活の早期再建	2-220
第1節 基本方針	2-220
第2節 現状と課題	2-220
第3節 予防・事前対策	2-220
1. 応急住宅対策	2-220
2. 罹災証明書の発行	2-222
3. 被災者台帳の整備	2-222
4. 動物愛護	2-223
5. 学校における対策	2-225
6. 文化財の予防・事前対策	2-225
第4節 応急対策	2-228
1. 災害救助法の適用	2-228
2. 応急救助の実施方法	2-229
3. 罹災証明書の発行	2-233
4. 被災者台帳の作成・運用	2-234
5. がれき処理等廃棄物対策	2-235
6. 動物愛護	2-236
7. 応急住宅対策	2-236
8. 学校における対策	2-241
第5節 復旧対策	2-244
1. 生活再建等の支援	2-244
2. 義援金・義援物資等の受入れ、保管	2-250
3. 被災者生活再建支援制度	2-251
4. 埼玉県・市町村被災者安心支援制度	2-253
5. し尿及び生活ごみの処理対策	2-256

第3部 災害復興2-260

第1章 基本方針	2-260
第2章 実施計画	2-260
第1節 復興に関する事前の取組の推進	2-260
第2節 復興対策本部の設置	2-260
第3節 復興計画の策定	2-260
1. 復興方針の策定	2-260
2. 復興計画の策定	2-260
第4節 復興事業の実施	2-260
1. 市街地復興事業のための行政上の手続の実施	2-260

第4部 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置2-262

第1 趣旨	2-262
第2 実施計画	2-263

第3編 火山対策編

第1部 火山噴火降灰対策	3-1
第1章 基本方針	3-1
第2章 実施計画	3-2
第1節 被害想定	3-2
第2節 予防・事前対策	3-2
1. 火山噴火に関する知識の普及	3-2
2. 事前対策の検討	3-3
3. 食料、水、生活必需品の備蓄	3-4
第3節 応急対策	3-5
1. 応急活動体制の確立	3-5
2. 情報の収集・伝達	3-5
3. 避難所の開設・運営	3-6
4. 医療救護	3-6
5. 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	3-6
6. 農業者への支援	3-6
7. 工場等への支援	3-7
8. 降灰の処理と回収	3-7
9. 広域一時滞在	3-8
10. 物価の安定、物資の安定供給	3-8
第4節 復旧対策	3-9
1. 復旧対策	3-9

第4編 風水害対策編

第 1 部 総則	4-1
第 1 章 本市における風水害の概況	4-1
第 2 章 想定される風水害	4-2
第 1 節 想定される風水害	4-2
1. 洪水被害	4-2
2. 内水被害	4-2
3. 土砂災害	4-2
4. 降ひょう被害	4-2
5. 降雪被害	4-2
6. 竜巻被害	4-2
第 2 部 施策ごとの具体的計画	4-3
第 1 章 自助、共助による防災力の向上	4-3
第 1 節 基本方針	4-3
1. 平常時の役割	4-3
2. 災害時の役割	4-3
第 2 節 現状と課題	4-3
第 3 節 予防・事前対策	4-3
第 4 節 応急対策	4-3
第 2 章 災害に強いまちづくりの推進	4-4
第 1 節 基本方針	4-4
第 2 節 現状と課題	4-4
1. 土砂災害	4-4
2. 洪水	4-6
3. 内水	4-6
第 3 節 予防・事前対策	4-7
1. 水害予防（治水）	4-7
2. 水害予防（避難）	4-8
3. 水害予防（内水）	4-8
4. 道路・橋梁の維持管理	4-9
5. 土砂災害予防	4-9
6. 防災都市づくり	4-10
第 4 節 応急対策	4-11
1. 公共施設等の応急対策	4-11
第 5 節 復旧対策	4-11
1. 迅速な災害復旧	4-11
第 3 章 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	4-12
第 1 節 基本方針	4-12
第 2 節 現状と課題	4-12
第 3 節 予防・事前対策	4-12
第 4 節 応急対策	4-12
第 5 節 復旧対策	4-12

第4章 応急対応力の強化	4-13
第1節 基本方針	4-13
第2節 現状と課題	4-13
第3節 予防・事前対策	4-13
1. 水防機構・水防組織	4-13
2. 県管理区間の重要水防箇所	4-14
3. 有間ダムとの連携	4-15
第4節 応急対策	4-16
1. 体制	4-16
2. 水防活動	4-19
3. 救助体制	4-19
4. 土砂災害防止	4-19
第5章 情報収集・伝達体制の整備	4-21
第1節 基本方針	4-21
第2節 現状と課題	4-21
第3節 予防・事前対策	4-21
1. 情報収集・伝達体制の整備	4-21
2. 気象情報等の収集と活用の周知	4-21
第4節 応急対策	4-22
1. 気象予報・警報等情報	4-22
2. 水位の情報と水防警報	4-25
3. 土砂災害警戒情報	4-27
4. 水位・気象情報等の伝達経路	4-27
5. 災害情報の収集・伝達	4-28
6. 異常な現象発見時の通報	4-32
7. 情報の共有	4-32
第6章 医療救護等対策	4-34
第1節 基本方針	4-34
第2節 現状と課題	4-34
第3節 予防・事前対策	4-34
第4節 応急対策	4-34
第5節 復旧対策	4-34
第7章 避難対策	4-35
第1節 基本方針	4-35
第2節 現状と課題	4-35
第3節 予防・事前対策	4-35
1. 避難体制の整備	4-35
2. 避難所の確保と指定	4-35
第4節 応急対策	4-38
1. 避難の実施	4-38
2. 避難所の開設・運営	4-40
第8章 避難行動要支援者対策	4-41
第1節 基本方針	4-41
第2節 現状と課題	4-41
第3節 予防・事前対策	4-41
第4節 応急対策	4-41

第9章 物資供給・輸送対策.....	4-43
第1節 基本方針	4-43
第2節 現状と課題.....	4-43
第3節 予防・事前対策	4-43
第4節 応急対策	4-43
第10章 市民生活の早期再建.....	4-44
第1節 基本方針	4-44
第2節 現状と課題.....	4-44
第3節 予防・事前対策	4-44
第4節 応急対策	4-44
第11章 竜巻・突風等対策	4-45
第1節 基本方針	4-45
第2節 現状と課題.....	4-45
1. 竜巻の発生状況と特徴.....	4-45
2. 竜巻等の予測	4-45
第3節 予防・事前対策	4-46
1. 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	4-46
2. 被害予防対策	4-47
3. 竜巻等突風対処体制の確立	4-48
4. 情報収集・伝達体制の整備	4-48
第4節 応急対策	4-49
1. 情報伝達	4-49
2. 救助の適切な実施.....	4-50
3. がれき処理.....	4-50
4. 避難所の開設・運営	4-50
5. 応急住宅対策	4-50
第5節 復旧対策	4-51
1. 被害認定の適切な実施.....	4-51
2. 被災者支援.....	4-51
第12章 雪害対策.....	4-52
第1節 基本方針	4-52
第2節 現状と課題.....	4-52
1. 除雪.....	4-52
2. 家屋等の被害	4-52
第3節 予防・事前対策	4-53
1. 市民が行う雪害対策	4-53
2. 情報通信体制の充実強化.....	4-53
3. 雪害における応急対応力の強化.....	4-53
4. 避難所の確保	4-53
5. 建築物の雪害予防.....	4-54
6. 道路交通対策	4-54
7. 鉄道等交通対策	4-54
8. ライフラインにおける雪害対策の推進	4-54
9. 農作物等への被害軽減対策	4-55
第4節 応急対策	4-56
1. 応急活動体制の施行	4-56
2. 情報の収集・伝達・広報.....	4-56

3. 道路機能の確保	4-56
4. 警備・交通規制	4-57
5. 救出・救助	4-58
6. 避難所・一時滞在施設の開設・運営	4-58
7. 医療救護等	4-58
8. ライフラインの確保	4-58
9. 地域における除雪協力	4-58
第5節 復旧対策	4-59
1. 農業復旧支援	4-59

第5編 複合災害対策編

第1部 複合災害対策	5-1
第1章 基本方針	5-1
第1節 基本方針	5-1
1. 人命が第一	5-1
2. 二次災害の防止	5-1
3. ライフラインの復旧	5-1
第2章 具体的取組	5-2
第1節 予防・事前対策	5-2
1. 複合災害に関する防災知識の普及	5-2
2. 複合する可能性のある災害の種類	5-2
3. 複合災害発生時の被害想定の実施	5-3
4. 防災施設の整備等	5-4
5. 非常時情報通信の整備	5-4
6. 避難対策	5-4
7. 災害医療体制の整備	5-4
8. 避難行動要支援者対策	5-4
9. 緊急輸送体制の整備	5-4
第2節 応急対策	5-5
1. 情報の収集・伝達	5-5
2. 交通規制	5-5
3. 道路の修復	5-5
4. 避難所の再配置	5-5

第6編 事故災害対策編

第1部 事故災害ごとの対策	6-1
第1章 火災対策計画	6-1
第1節 基本方針	6-1
第2節 埼玉西部消防組合との関係.....	6-1
第3節 火災予防対策	6-1
1. 建築物の不燃化	6-1
2. 火災発生原因の制御	6-2
3. 防災知識の普及、訓練.....	6-3
第4節 消防活動	6-3
1. 消防団による消防活動.....	6-3
2. 消防署による消防活動.....	6-4
3. 他の消防機関に対する応援要請	6-5
第5節 消防計画の作成.....	6-5
1. 消防計画作成における留意事項	6-5
第6節 大規模火災対策	6-6
1. 基本方針	6-6
2. 現状と課題	6-6
3. 予防・事前対策	6-6
4. 応急対策	6-10
第2章 危険物等災害対策計画	6-12
第1節 基本方針	6-12
第2節 予防・事前対策	6-12
1. 危険物	6-12
2. 高圧ガス	6-12
3. 銃砲・火薬類	6-13
4. 毒物・劇物	6-13
第3節 応急対策	6-13
1. 危険物等応急対策措置.....	6-13
2. 高圧ガス災害応急対策.....	6-13
3. 火薬類災害応急対策	6-14
4. 毒物・劇物災害応急対策	6-14
5. サリン等による人身被害対策.....	6-14
6. 二次災害防止策	6-16
第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	6-17
第1節 基本方針	6-17
第2節 予防・事前対策	6-17
1. 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策	6-17
第3節 迅速かつ円滑な災害対策への備え	6-17
1. 情報の収集・連絡関係.....	6-17
2. 災害応急体制の整備	6-18
3. 緊急被ばく医療体制の整備	6-18
4. 防護資機材の整備	6-18
5. 避難所の指定及び避難収容活動への備え	6-18

6. 飲料水の供給体制の整備	6-19
7. 広報体制の整備	6-19
8. 市民相談窓口の整備	6-19
9. 防災教育・防災訓練の実施	6-19
第4節 応急・復旧対策	6-20
1. 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策	6-20
2. 消火活動	6-22
3. 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策	6-23
4. 原子力緊急事態宣言発出時の対応	6-23
5. 原子力事故災害に係る応急・復旧対策	6-26
6. 除染・放射性廃棄物対策	6-28
第4章 農林水産災害対策計画	6-29
第1節 凍霜害予防	6-29
1. 実施計画	6-29
第2節 農林水産災害対策	6-29
1. 実施計画	6-29
2. 補助金の交付	6-30
第5章 道路災害対策計画	6-31
第1節 基本方針	6-31
第2節 実施計画	6-31
1. 道路の安全確保	6-31
2. 情報の収集・連絡	6-32
3. 災害応急体制の整備	6-32
4. 緊急輸送活動体制の整備	6-32
5. 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	6-32
第3節 道路災害応急対策	6-33
1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	6-33
2. 活動体制の確立	6-34
3. 火災への対応	6-35
4. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	6-35
5. 危険物の流出に対する応急対策	6-35
6. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	6-35
7. 被災者等への的確な情報伝達活動	6-36
第6章 鉄道事故災害対策計画	6-37
第1節 基本方針	6-37
第2節 現状と課題	6-37
第3節 予防・事前対策	6-37
1. 事前対策	6-37
第4節 鉄道事故対策	6-37
1. 活動体制	6-37
2. 連絡通報体制	6-38
3. 応急措置	6-38
4. 消火活動	6-38
5. 応援要請	6-38
6. 医療救護	6-38

第7章 航空機事故対策計画	6-39
第1節 基本方針	6-39
第2節 現状と課題	6-39
1. 市周辺の飛行状況	6-39
2. 市周辺における航空機事故	6-39
3. 課題	6-40
第3節 予防・事前対策	6-41
1. 航空機事故災害の特性	6-41
2. 活動体制の整備	6-41
3. 情報収集・伝達体制の整備	6-43
4. 訓練の実施	6-43
第4節 応急対策	6-44
1. 応急活動	6-44
2. 自衛隊機、米軍機事故に係る連絡・通信・救助体制	6-45

本計画の構成等について

1.構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、次の全6編及び資料編で構成されている。

第1編 総則

第2編 震災対策編

第3編 火山対策編

第4編 風水害対策編

第5編 複合災害対策編

第6編 事故災害対策編

資料編

第2編以降では、個別の災害に対する対策についての「基本方針」に続き「予防・事前」「応急」「復旧」のそれぞれの段階における対策を具体的に記載している。加えて「第2編 震災対策編」と「第4編 風水害対策編」の各対策には「現状と課題」を記載している。

なお「第6編 事故災害対策編」では、本市で想定される事故災害の対策について記載している。

2.各対策の実施主体

「予防・事前」「応急」「復旧」の各対策の具体的な実施内容とともに、その主な実施主体を【 】内に記載している。

(1) 市の組織については、「予防・事前対策」では【〇〇課】、「応急対策」「復旧対策」では非常体制を前提として【〇〇班】と表示している。

(2) 以下の標記は複数の組織をまとめて表示している。

【各課】 狭山市の各課・所

【各班】 狭山市災害対策本部の各班

【学校】 学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く）

【道路管理者】 東日本高速道路株式会社、大宮国道事務所、川越県土整備事務所、
狭山市都市建設部建設総務課・道路維持課

(3) 実施主体は以下の順序で記載している。

①市役所内部の実施主体

・ 災害対策本部の組織順（第2編・第2部・第4章・第4節・4 災害対策本部・図2.4.5）

・ 複数の組織をまとめて表示している場合は、単独の組織名の後に続けて50音順に記載

②市役所外部の実施主体（市内部の実施主体と合わせて表示する場合を含む）

・ 50音順に記載

第 1 編

総 則

第1部総 則

第1章 計画の目的

第1節 趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、狭山市防災会議が作成する計画であり、市民の協力のもとに、地域に係る災害について予防し、被害の拡大を防ぐとともに災害の復旧を図り、もって市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の策定及び修正

1. 計画の策定方針

(1) 計画の性格及び範囲

- この計画は、市の地域に係る防災に関し、市が処理すべき事務又は業務を中心に、防災関係機関が処理する事務又は業務をも包括する総合的かつ基本的な計画である
- この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である
- この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき市長に委任された場合の計画、又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画ならびに水防法（昭和24年法律第193号）に基づく市が定める水防計画等防災に関する計画を包含する総合的な計画である

(2) この計画で扱う災害の範囲

この計画では、次に掲げる災害について対応する。

- 地震災害
- 風水害
- 火山噴火降灰災害
- 複合災害
- 事故災害

(3) 計画の体系

災害対策基本法により定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。

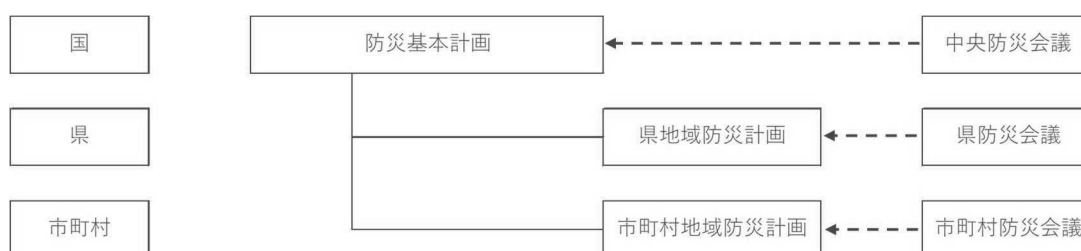


図 1.1.1 計画の体系

(4) 狭山市防災会議

市は、狭山市防災会議を設置する。

①設置の根拠

- 災害対策基本法第16条
- 狭山市防災会議条例(昭和39年条例第21号)

②所掌事務

- 狭山市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること
- 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

③組織

- 狭山市防災会議の組織は、表 1.1.1 の委員をもって組織する
- 狭山市防災会議に係る庶務は、危機管理課が行う

表 1.1.1 狭山市防災会議委員一覧

委員の別	区分	機関名	職名
会長		狭山市	市長
1号委員	指定地方行政機関の職員	所沢労働基準監督署	署長
2号委員	埼玉県知事の部局の職員	西部地域振興センター	所長
		川越県土整備事務所	所長
		川越農林振興センター	所長
		狭山保健所	所長
3号委員	埼玉県警察の警察官	狭山警察署	署長
4号委員	指定公共機関の役員 又は職員	(株)NTT東日本 埼玉事業部 埼玉西支店	支店長
		東京電力パワーグリッド(株)志木支社	支社長
		日本郵便株式会社 狭山郵便局	局長
		(一社)狭山市医師会	会長
	指定地方公共機関の役員 又は職員	西武鉄道(株)本川越駅管区	管区長
		武州ガス(株)	代表取締役社長
		(一社)埼玉県トラック協会いるまの支部 狭山地区	地区長
		(一社)埼玉県LPガス協会西武支部 狭山地区会	地区長
5号委員	埼玉西部消防組合の 消防署長 及び市の消防団長	埼玉西部消防組合 狭山消防署	署長
		狭山市消防団	団長
6号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者		
7号委員	市職員	狭山市	副市長
			教育長
			危機管理監
			企画財政部長
			総務部長
			市民部長
			環境経済部長
			福祉部長
			こども支援部長
			健康推進部長
			都市建設部長
			生涯学習部長
			学校教育部長
			上下水道部長
			議会事務局長

(5) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

このため、市及び防災関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以外の場合は、防災会議開催前に計画修正案を狭山市防災会議に提出するものとする。

(6) 他の計画との関係

この計画は、市の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関又は指定公共機関が作成する防災業務計画や埼玉県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

(7) 個別計画の作成及び計画の習熟

市（各部課、災害対策本部各部班、現地災害対策本部各班）及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってはそれぞれの責務が十分に果たせるように、具体的な個別計画を作成するとともに、平素、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地又は図上訓練等により、本計画及び個別計画の習熟に努めるものとする。

(8) 活動マニュアルの策定と見直し

地域防災計画に基づき、応急対策活動に関する活動マニュアルを応急対策の活動別又は部門別に整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

策定を終えたマニュアルは訓練等による実証を行い、見直しを行うことで内容の充実を図る。

第3節 計画の効果的推進**1. 自助、共助による取り組みの推進**

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根差した自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取り組みを進めていく。

2. 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3. 広域的な視点

他の市との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4. 人的ネットワークの強化

発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5. 計画の効果的推進に向けた取り組み

市は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第2章 市の概要

第1節 概況

1. 自然条件

(1) 位置と地形

市は、東経139度24分47秒、北緯35度51分8秒、標高77.2mで県の南西部に位置し、首都東京から37kmの距離にある。周囲は、東に川越市、西に飯能市、南に所沢市と入間市、北に川越市と日高市がそれぞれ接しており、東西に約10.6km、南北に約9.3kmで、総面積48.99km²を有している。

市の北西部には、南西から北東に向かって入間川が貫流し、南西部には同じく南西から北東に向かって不老川が流れている。

市の地形は大きく見ると、入間川と不老川により形成された河岸段丘のまちである。入間川沿いは低地で、その他はほぼ台地となっている。北西側の台地では、入間川へ向かって低くなる緩斜面で形成され、南東側はうねりのある緩斜面が連なっている。

(2) 地質と地盤

地勢は、入間川沿いの沖積面（低地）及び立川面、武蔵野面、下末吉面（いずれも台地）により形成されており、これらの台地は上部を関東ロームに覆われる洪積層からなっている。

地質は、新世代最末期第四期の前半である洪積層と後半の沖積層に大別され、入間川沿いの沖積層は、砂やゆるい泥からなっている。一方、台地部分の洪積層は、丘陵や台地上の段丘れき層及びローム層からなっている。

洪積層は、200万年から1万年前の間に堆積した比較的安定した土層であるのに対し、沖積層は、1万年以降に堆積した軟弱な土層である。

(3) 気象

夏期は高温多湿、冬期は低温乾燥の気候で、四季の変化は明瞭である。過去4年間（令和元年～令和4年：統計さやま）の年平均気温は16.0度、年平均降水量は1,397.8mmである。

(4) 活断層

直下型地震は活断層に起因しているため、近年、活断層に関する研究が盛んに行われている。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（10cm以上1m未満）、C級（1cm以上10cm未満）と区別することが多いが、市内にはこれら活断層は発見されていない。

2. 交通条件

道路網は、川越方面から八王子方面に向かう国道16号と所沢市へ向かう県道所沢狭山線をそれぞれ東西軸、南北軸とし、他に飯能市・秩父市方面に向かう国道299号、東松山市・熊谷市方面に向かう国道407号、首都圏中央連絡自動車道等が主要道路をなしている。

また鉄道では、西武新宿線と西武池袋線の2線4駅があり、いずれも、新宿・池袋に約40分で結ばれている。

第2節 本市における災害

本市で発生する可能性のある災害には、次のようなものが挙げられる。

【気象災害】

- **大雨災害**

浸水害、土砂災害

- **その他の降雨災害**

土壌浸食災害、長雨災害(腐食・疫病蔓延)、大気乾燥(火災・疾病誘発)、渇水・干災害(用水不足)

- **風災害**

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象(自然発火)、乱気流(航空機事故等)、拡散気流(大気汚染・悪臭等)、竜巻(旋風)

- **雪害**

積雪災害(構造物破壊、農作物損耗、交通途絶)、融雪災害(洪水・雪崩)、着雪・着氷災害、吹雪(降雪)、災害(列車)

- **酷寒(気温低下)災害**

凍土(路盤破壊)、凍傷(人体障害)、冷害(農作物被害)

- **酷暑(気温上昇)災害**

膨張破壊(レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂)、自然発火(山林火災、木造家屋火災)、疾病(熱中症・機能低下)

- **霜害**

農作物被害

- **ひょう害**

人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶

- **雷害**

人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損

- **霧害**

交通視界困難

- **湿度害**

疾病

【地変災害】

- **地震災害**

土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶

- **火山災害**

降灰

第3章 市の防災対策の基本方針

市民への被害を最小にするべく、以下の対策に取り組む。

第1節 自助・共助、公助の連携による地域防災力の向上

大規模災害発生直後には、行政自身も被災者であることから十分な防災機能を発揮できないことが想定される。そのような中、救出救護に最も力を発揮するのは住民同士の助け合いであることはこれまでの多くの事例が示している。

特に、災害が発生又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者、障害者、乳幼児などの避難行動要支援者に対する支援においては、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が重要である。

そのため、本市は、防災教育を行うとともに、地域の自主防災組織活動の促進に向けて市民と市の役割を明確にし、市民と行政の協働による地域防災力の向上を図る。

第2節 組織活動による災害対応力の強化

災害発生時は災害対策本部の体制を素早く確立し、各班が自らの役割を果たすとともに、関係する地域、部署、機関等と情報を共有し、組織的な対応活動を行うことが重要である。そのため、国、県、防災関係機関との連携はもちろん、地域の民間企業、NPO、自主防災組織等とも力を合わせ、地域が一丸となって、応急対策に全力を尽くす必要がある。

首都直下地震等の大規模災害に対しては、広域的な支援体制を事前に構築するとともに、発災時には自衛隊や関係機関からの応援部隊を最大限活用し、被害の軽減を図る。

このように災害対策本部の情報収集、伝達能力を高め、組織的な対応力を強化するとともに、各防災関係機関との連携を深め、危機管理体制の一層の向上を図る。

第3節 被災者の生活支援

大規模災害発生後は、自宅での生活が困難になった多くの住民が避難所で生活を送ることになる。避難所の迅速な開設はもちろん、避難所の安全対策や当面の暮らしを守る対策が必要である。そこで、近年の事例における反省点、女性や要配慮者等の視点を取り入れた改善を行う。また、罹災証明書発行手続きや応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建を強力に支援する。これらの施策を着実に実行し、被災者の生活を支え、早期立ち直りが可能な仕組みづくりを進めていく。

第2部 防災体制

第1章 防災機関等の役割

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1節 県の役割

県は、地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災害対策基本法第4条第1項）

第2節 市の役割

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災害対策基本法第5条第1項）

1. 災害予防

- 防災に関する組織の整備
- 防災に関する訓練の実施
- 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備ならびに点検
- 防災に関する施設及び設備の整備ならびに点検
- 防災思想の普及啓発
- その他、災害応急対策の実施の支障となる状態等の改善に関すること

2. 災害応急対策

- 災害応急対策に必要な組織、招集、情報の収集、財政金融等に関すること
- 警報の発令、伝達及び避難の勧告もしくは指示に関すること
- 消防、水防、その他応急処理に関すること
- 罹災者の救難、救助その他保護に関すること
- 被害を受けた児童、生徒の応急教育に関すること
- 施設及び設備の応急復旧に関すること
- 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること
- 交通の規制、その他災害時における社会秩序の維持に関すること
- 緊急輸送の確保に関すること
- 被災建築物応急危険度判定に関すること
- 前各号の他、災害の防御又は拡大防止のための処理

3. 災害復旧

罹災した施設の復旧に合わせて、再度災害発生を防止するための施設の新設又は改良に関すること。

割

第3節 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割**1. 指定地方行政機関**

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災害対策基本法第3条第1項）

2. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとりその業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第6条第1項）

【主な組織の名称】

- 日本郵便株式会社 狭山郵便局（指定公共機関）
- 東日本電信電話(株) 埼玉事業部 埼玉西支店（指定公共機関）
- 東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社（指定公共機関）
- 一般社団法人狭山市医師会（指定地方公共機関）
- 西武鉄道株式会社 本川越駅管区（指定地方公共機関）
- 武州ガス株式会社（指定地方公共機関）
- 一般社団法人埼玉県トラック協会 いるまの支部 狭山地区（指定地方公共機関）
- 一般社団法人埼玉県 LP ガス協会 西武支部 狭山地区会（指定地方公共機関）

第4節 公共団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令もしくは地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災害対策基本法第7条第1項）

1. 公共的団体

公共的団体とは、農業協同組合、商工会議所、病院、社会福祉施設、金融機関、学校法人、自治会、自主防災組織等公共性を有する団体をいう。

2. その他防災上重要な施設

その他防災上重要な施設とは、災害発生の確率の高い施設、その施設に災害が及んだ時に被害を拡大させるような施設及び災害が発生した場合に被害の拡大を防止する施設をいう。具体的には、毒物・劇物の貯蔵又は取扱事業所、放射性物質保管施設、避難所として適当な空き地を有する施設等を指す。

割

第5節 自衛隊

1. 災害派遣の準備

- 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること
- 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- 市地域防災計画に沿った防災訓練への参加

2. 災害派遣の実施

- 生命、身体ならびに財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること
- 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第6節 東京管区气象台(熊谷地方气象台)

- 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う
- 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う
- 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

第7節 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するように、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

第2章 防災体制

各防災機関は、平常時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

第1節 県の体制

県は平常時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県災害対策本部条例、県災害対策本部設置要綱及び同運営要領に基づき、災害対応の体制を施行する。

第2節 市の体制

1. 組織、配備体制

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制ならびに市職員の動員等について定める。災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準じながら、地域特性等を踏まえて決定する。

2. 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施する（又は県の実施する救助事務を補助する）ものとし、あらかじめ救助体制を定めておく。

3. 業務継続計画（BCP）

発災時は業務継続計画（BCP）に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4. 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

5. コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

第3節 指定地方行政機関等の体制

1. 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等ならびに防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

2. 職員の派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第3部 防災訓練

第1章 基本方針

市民の命を守り、被害を最小限に軽減すること目標とし、市職員及び市民を対象とした防災訓練を実施する。訓練は地域の被害特性、参加者の習熟度等を考慮し、長期的な防災力向上を目指して計画的に実施する。なお、訓練実施にあたっては住民の防災意識向上のため、自主防災組織等の自主的な運営を尊重して行うものとする。

第2章 現況と課題

第1節 市が実施する訓練

表 3.2.1 市が実施する訓練

訓練	実施方法		参加機関
総合防災訓練	災害対策本部	● 情報の収集、分析及び発信 ● 意思決定 ● 応急対策活動 ● 応援要請 ● 物資の供給、受け入れ	市 消防機関 防災関係機関 自主防災組織・自治会 訓練時期： 11月第3日曜日
	現地災害対策本部	● 情報の収集、発信 ● 避難所開設 ● 地域パトロール ● 地域被災マップ作成 ● 自主防災組織・自治会との連携	
	防災関係機関	● 応急対策活動	
	自主防災組織・自治会	● 安否確認 ● 避難 ● 救出・救護・搬送 ● 現地災害対策本部との連携	
職員訓練	● 災害対策本部と現地災害対策本部との対応確認 ● 図上訓練と実地訓練との組み合わせによる対応確認		市、消防機関 訓練時期： 不定期
職員参集訓練	● 交通機関の利用が不可能であることを想定し、勤務地まで徒歩等で参集する		市 訓練時期： 不定期
無線活用訓練	● 地域防災無線利用の習熟を図る		市、防災関係機関 訓練時期： 不定期
その他の訓練	● 市民の災害対応力の向上を図る ● 土砂災害対応訓練 ● 洪水対応訓練		市、市民 訓練時期： 不定期

題

第2節 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

表 3.2.2 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

訓練	実施方法	参加機関
避難訓練	● 各種災害を想定し、避難、救助等を行う	事業所、学校、病院、社会福祉施設、自主防災組織・自治会、消防機関 訓練時期： 適宜
地域防災訓練	● 各自治会等の活動計画に基づき、安否確認、消火、救助、炊き出し等を行う	自主防災組織・自治会、消防機関、市 訓練時期： 適宜
自主防災組織等可搬ポンプ消火訓練	● 可搬ポンプ配備自主防災組織等の活動計画に基づき、放水等を行う	可搬ポンプ配備自主防災組織等、消防機関 訓練時期： 適宜

第3節 課題

市では過去に大きな災害が発生していないことから、市民の防災に対する関心は高くなかったが、自治会における意識調査によると、東日本大震災以降、防災意識が高まりつつある。ただし、地域によって取り組み状況の差異が大きく、若年層が参加しない、民生委員・児童委員と自治会との連携が少ない、防災教育が不十分であるといった課題がある。

第4部 災害対策の心得

第1章 はじめに

社会地球科学（岩波講座 地球惑星科学 14）によれば、災害が発生する要因は、自然における擾乱^{じょうらん}（地震であれば地下の岩盤のずれ等）や変動現象と定義されている。いうまでもなく、自然における擾乱^{じょうらん}の規模は、人間社会のスケールとは比べものにならない程大きく、擾乱^{じょうらん}の幅についても計り知れないものがある。従って、想定される自然災害への対策を行うことは有効であるが、その被害規模には幅があることを忘れてはならない。

さらに、災害対応で被害を軽減させることは時間との勝負であり、平常時の考え方では対処できないことも多い。例えば、被害状況が正確に掴めていなくても限られた情報をもとに素早い判断をしなければならぬ場合もあれば、同時多発の被害に対しては、勢力を分散させるよりも最大効果を得られると思われる地域に全勢力を注ぐ方が良い場合もある。

以下に災害対策を実施する際の心得をまとめた。

第2章 災害対策の心得

第1節 人命を最優先すること

- 想定を超える大規模災害時は、「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこと
- 東日本大震災では、市民を救うために防災職員や消防団員が犠牲になったケースも多い。災害現場の最前線で活躍する消防団員等の命を守るため、撤退する判断も必要である
- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進めるとともに、支援者側の退避ルールをあらかじめ定めること
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進めること
- 現場への情報提供をより迅速・的確に行うこと

市では、市民を守るための具体的な取り組みを促進し、その対策に注力しているが、災害対応の拠点となる市役所や地区センターが被災し、機能を喪失した場合や、市職員やその家族が被災した状況では、市民の救助や支援に最大限の力を発揮できなくなる可能性がある。そのような状況で、救助や支援のマンパワーを維持するためには、まず、おのおのが自らの命を守るための対策や行動を徹底することから始めなければならない。市職員を含め、市民それぞれが自分の命を守るために行動することが、最終的に、多くの市民を守ることにつながるということを忘れてはならない。

自らの命を守ることができて初めて、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団員等と連携し、救助・支援活動を行うことができる。大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。このような各地域の支援者の存在は、市民の命を救うためにはなくてはならない存在である。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはならない。「命の危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが必要である。この、勇気ある決断が、結果的に多くの市民を救うことにつながるということを、決して忘れてはならない。

また、二次災害に巻き込まれることを防ぎ、現場で活動する支援者に正確な危険情報を伝える対策を検討し、促進させることが大切である。

得

第2節 的確な情報収集、迅速な判断を行うこと

- 地図やホワイトボード等を使用して各班の対応状況が誰にでもわかるように情報共有に努めること
- 重要度によって情報を整理すること。緊急時には大声を出して本部内に周知すること
- ファクスを送信した際は、必ず受信の確認をすること
- トップは災害対処方針を示し、個別の判断は現場に任せること
- 得られた情報から災害を予測し、先行対応を行うこと
- 素早い対応が被害を軽減する。巧遅よりも拙速が大事である

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報が著しく制限された。こうした状況の中で、SNS（Social Networking Service：コミュニティ型の情報サービス）は、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、市でも利用し、活用を検討している。

高度な情報社会が成熟されつつある中で、SNSは、利用の手軽さからコミュニケーションツールとして瞬く間に市民に広がっている。これらのツールは、情報の即時性や拡散性を持ち合わせ、不特定多数に情報が発信されるという特性を持つ。こうした特性を利用することで、震災時の被害、避難状況などの情報発信の有効な手段になることが類推される。市と市民との双方向からの情報発信が可能であることから、その時の状況に合わせ、フレキシブルな救助や避難等の災害対応が可能になる。

一方で、このような特性は、「嘘の情報」をも拡散させてしまう危険性がある。東日本大震災でも、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被ばくが防げる」などという、「嘘の情報」がSNSやチェーンメールで広がり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ、不正確な情報が拡散する事態が発生した

このような、「嘘の情報」が拡散すると、人々を過剰な自衛行為に駆り立て、パニックにより思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。

そのために、SNSを利用する際は、情報の発信元や信憑性を冷静に確認することが重要である。数多くの情報が巷にあふれる^{ちまた}昨今、平常時から情報に対して常に客観的な目を持ち、適切に判断する力を養うことも重要である。

第3節 地域特性を考えること

- 市では、特に工業地帯の火災、入間川に架かる橋りょうの被害等による影響が大きい

【工場火災】

市には、数多くの工場が立地し、石油類や化学薬品等を扱う工場から、大規模出火する可能性も考えられる。さらに、工場だけでなく、一般住宅でも火災が発生し（又は工場等から燃え移り）、延焼する可能性も否定できない。このような状況下で、大規模断水により消火栓の機能停止、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できないなど、消防力が分散されると、大規模な延焼火災が生じる危険性がある。

火災の被害を少しでも小さくするために、消防機関に頼らない初期消火の徹底、消防機関の現場到達時間を早めるなど、火災から逃げ遅れる人をなくすための対策を進める必要がある。

得

【市域の分断】

市には、市域を南北に隔てるように入間川が北東方向に流れ、計5本の橋りょうで南北地域をつないでいる。南北を繋ぐ橋りょうすべて利用不可能になることは考えにくい、橋脚や橋りょうの歪みやクラックの発生による通行規制、橋上に取り残された自動車等による通行障害が生じる可能性がある。さらに、シビアコンディション下において、役所機能や災害対策本部機能が混乱、麻痺した状態が一定期間続くと、川を挟んだ北側の地域の被害状況や市民の安否情報といった災害情報等の収集・伝達が遅滞する可能性がある。

また、役所機能や災害対策本部機能が復旧し、市民への支援が開始された時期に差し掛かって、橋りょうの被害状況によっては、支援人員や支援物品の投入が遅れる事態が想定される。

そのため、市民に対して、各家庭や地域での備蓄の確保をより一層促進するとともに、地域全体で災害を乗り越える体制づくりを一層進める必要がある。さらに、市の北側に隣接する自治体や広域連携を意識して計画を推進する必要がある。

第4節 組織としての活動であることを忘れないこと

- 役割分担は柔軟に行うこと
- 自分たちで対処できないときは、支援要請をすること

災害時は職員数が不足し、少ない人的資源を最大限に発揮して効率的な災害対応を行うことが求められる。そのためには、災害対策本部やその他の機関が密接な情報交換を行い、お互いに協力しながら応急対策活動を行う必要がある。また、本部内各班や現地災害対策本部で人員が足りない場合は職員の応援を行うなど、柔軟な組織対応を行う必要がある。

また、甚大な被害が発生した場合や専門的な対処が必要な場合は自組織だけで対応を行うのではなく、早めに外部機関に連絡をとり、支援を要請することも大事である。

第5節 災害時の人間心理に基づく対処を行うこと

- 災害時は平常時と違い、様々なバイアス(偏見)が働き、正しい判断を見失うことがある
- バイアスから脱却するための工夫が必要

1. 災害発生時の人々の行動

イギリスの心理学者ジョン・リーチ氏の研究によると、災害に見舞われたとき、人のとる行動は、

- 1) 落ち着いて行動できる人
- 2) 我を失って泣き叫ぶ人
- 3) ショック状態に陥りあぜんとして何もできない状態になってしまう人（凍りつき症候群）

の3つのカテゴリに分けることができるとしている。大多数の人は、3番目の「凍りつき症候群」になると言われている。「凍りつき症候群」とは、突発的に災害や事故の直撃を受けた時、目の前で経験したことのない事象が急激に変化・展開することについていけず、脳の認知的情報処理機能が混乱し、自己コントロール機能を失ってしまう現象のことである。避難が遅れ、災害の犠牲になってしまう主な要因であるとされている。

得

2. 正常性バイアス

災害時に、「こんなことは起こるはずのない」「信じられない出来事」であるにとらえ、目の前の現実を、「何かの間違い」「訓練ではないか」「まだ正常である」としてしまい、「異常事態発生」という緊急スイッチが入らない状態のことをいう。異常なことを正常の範囲内と捉えてしまう「正常性バイアス」は、人が元々持っている心を守るための手段の一つでもある。

3. 多数派同調バイアス

過去に経験したことのない出来事が突然身の回りに起きた時、周囲に存在する多数の人々の行動に左右され、災害時の避難行動等が遅れてしまう要因の一つ。

4. 平常心理を取り戻すための工夫

「凍りつき症候群」や「多数派同調バイアス」、「正常性バイアス」などの心理状態から脱するためには、災害に遭遇したときに、各自が「地震だ!」「火事だ!」などと大きな声で発し、周囲の人々を同調させることが大事である。そのためには、市は日ごろから市民への防災上の啓発を行い、市民は率先して防災意識を高める努力をする必要がある。